マイナ保険証利用開始のお知らせ

当院では、2023 年 4 月 1 日より、マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）の本格運用を開始いたします。

オンライン資格確認とは、医療機関や薬局窓口で『マイナンバーカードによる医療保険の資格情報が確認できる』仕組みです。このオンライン資格確認システムを用いて、患者ご本人が同意された場合、診療情報、薬剤情報、特定健診情報、限度額区分の確認が可能となります。

これまでと同様に健康保険証もご利用いただけますが、提示と同意により医療費が変わります。詳しくは下表をご覧ください。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。また、国が定めた要件に従い、下表のとおり診療報酬の医療情報・システム基盤整備体制充実加算を患者さんの医療費に加算いたします。

マイナ保険証利用	診療情報等提供同意	診療報酬（初診時）	診療報酬（再診時）
する	する	20 円	0 円
する	しない	60 円	20 円
しない	しない	60 円	20 円

※上記の診療報酬は、**10 割負担の表示**となっております。

患者さんのご負担は、表示の 3 割、2 割、1 割のいずれかになります。

■ご利用方法

利用希望者は、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざしてください。操作方法等ご不明な場合は、職員がご案内いたしますので、お声掛けください。

【資格確認専用カードリーダー設置場所】

病院受付窓口（1F）：2台

■各種医療証について

各種医療証（公費負担医療受給者証・乳幼児医療費証・特定疾病療養受療証　等）は、マイナンバーカードでの確認ができません。全てご持参ください。

■診療情報等の提供同意について

診療情報等の提供に同意いただいた場合、診察や入院に際して、医師・薬剤師等の有資格者が、過去のお薬情報や診療情報、特定健診情報を閲覧し、医療の質の向上に役立てます。

マイナ受付
対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。

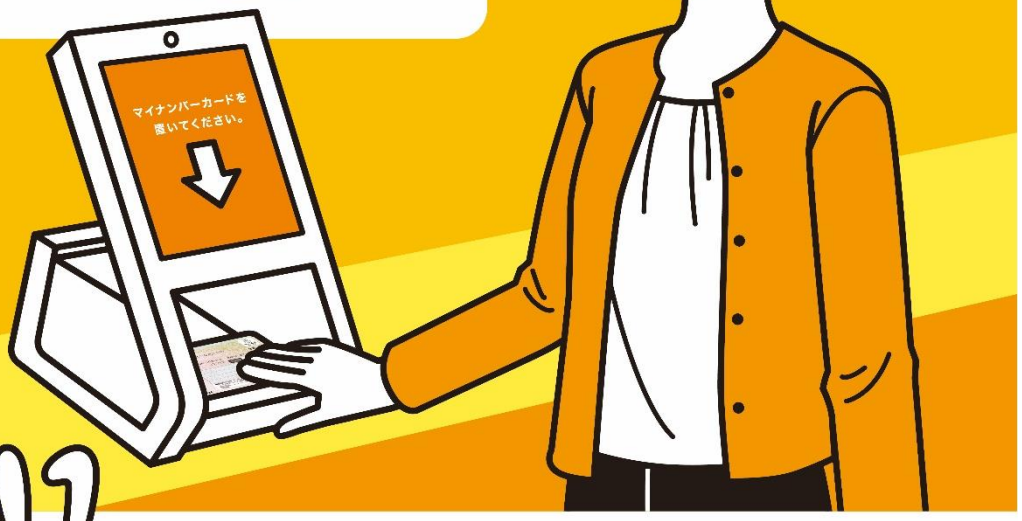

マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に！

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！

事前に登録するだけで利用できます！

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは 🔍 マイナポータル